

当地に在留・滞在又は渡航を予定している邦人の皆様へ  
在イスラエル日本国大使館  
2024年8月5日

(お知らせ) イスラエル入国のための電子渡航認証制度 (ETA-IL system) の開始について (パイロット期間の延長)

- 2024年7月1日から、観光、短期商用等の査証免除による短期滞在でのイスラエル入国にあたり、オンラインでの電子渡航認証制度 (ETA-IL system) が開始されました。
- 当初、2024年7月31日までとされていたパイロット期間が2024年12月31日まで延長されることとなり、それまでの間、申請は任意であり、手数料も無料ですが、2025年1月1日以降は渡航前の認証取得が必須となり、手数料も有料 (25シェケル) となりますのでご注意ください。
- 電子渡航認証の有効期間は2年間又は所持する旅券の有効期間満了までのいずれか短い方となります。有効期間内であれば複数回の旅行 (1回の滞在は90日まで) が可能であり、渡航のたびに認証を取得する必要はありません。
- 申請はいつでも行うことができますが、少なくともイスラエル渡航72時間前までには申請を行うことが推奨されています。
- 2025年1月1日以降、電子渡航認証を取得しなかった場合は、航空機への搭乗拒否や入国拒否となる可能性がありますので、十分にご注意ください。
- 本制度は、査証免除により短期滞在目的で入国する方が対象であり、就労や留学等のための査証 (ビザ) を取得して入国する方は対象外です。

○申請手続きは、以下のウェブサイトの「Check & Apply」から行うことができます。

<https://israel-entry.piba.gov.il/>

○申請の流れは概ね以下のとおりです。

- (1) 有効な旅券、メールアドレス、クレジットカード (VISA、マスター、アメックス) を準備する。
- (2) 申請フォームから必要事項を入力する。
- (3) 申請が完了すると受付完了のメールが送信される。
- (4) 申請が認証された場合、ETA-IL 番号、有効期間開始日、利用条件が記載されたメールが送信されるので、イスラエル滞在中は同メールのコピーを保持しておく。
- (5) 追加の確認事項がある場合には必要な情報の提出方法について記載されたメールが送信される。
- (6) 申請が拒否された場合、申請の結果と追加情報提出のためヘルプセンターに連絡するよう記載されたメールが送付される。

○申請手続きに関する技術的な問題やご不明点に関しては、イスラエル政府のサービスセンター（[eta@piba.gov.il](mailto:eta@piba.gov.il)）又は駐日イスラエル大使館（<https://embassies.gov.il/tokyo/Pages/default.aspx>）までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

在イスラエル日本国大使館

Tel: +972-(0)3-6957292

Fax: +972-(0)3-6960340

Eメール: [ryouji@tl.mofa.go.jp](mailto:ryouji@tl.mofa.go.jp)

大使館ホームページ:

[https://www.israel.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.israel.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

在留届電子登録・変更（3か月以上の滞在）:

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

たびレジ登録・変更（3か月未満の渡航）:

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>